

参議院文教委員會會議錄 第十一号

昭和三十年六月九日(木曜日)午前十時
四十五分開會

出席者は左の通り。

委員長	笹森	順造君
理事		

理事

木村	守江君
吉田	萬次君
竹下	豐次君
荒木正三郎君	

委員

雨森	常夫君
大谷	瑩潤君

國務大臣

文部大臣

政府委員

文部政務次官	寺本 廣作君
文部省初等中等教育局長	緒方 信一君

事務局側

常任委員 會專門員	竹內 敏夫君
常任委員 會專門員	工樂 英司君

○本日の會議に付した案件
○博物館法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○参考人の出頭に関する件

○教育、文化及び學術に関する調査の件

(昭和三十年度文部省関係予算に關する件)

○国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（笹森順造君）　ただいまより
文教委員会を開きます。

まず博物館法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

情を現地で聞いたのであります。が、
 ○荒木正三郎君 この前の委員会でも質問をしたのであります。が、文化財関係の方が見ておられません。したので、今日あらためて質問をいたします。それは京都博物館の問題でございしますが、昨年文部委員会から視察をいたしましたときに、私どもいろいろ実

した。この問題はどのようにお考えにな
っているのか、お聞きしたいと思う
のです。

それからあすこにたしかロダンの彫刻であつたと思うのですが、二つありました。あれは日本ではなかなか得がたいもののように感じましたが、何分民間人の所有であつて、その人が金にかへたいというような意向があつて国内ではなかなか売れにくいので、

外国人が買うのではないか、そういうことになれば、せっかくの彫刻が外国に持ち去られる心配がある、何とかこれは国内にとどめるために、も政府で買上げるような措置をとってもらいたいというふうなお話がありました。これなども私は当然な希望であると思うのですが、その後こういう問題について質疑をする機会がございませんでした。幸い今日はこれらに関連した法案の審議をいたしておりますので、この際説明を聞いておきたいと、かように思います。

七年の移管後、本年までに小修理、あるいはただいまお話しになりました防災の関係などにつきまして、約三百万

の金を二十九年度までに注ぎ込んで、それらの修理はいたしたのであります。なお貯水池を、約二百六十石入りの水槽も作りまして、それから本館の修繕、あるいは土塀の復旧、その他は今申し上げました三百万のほかに八百二十九万の金をかけて作つたわけであ

ります。それからその作本年完成いたしましたが、二百十五坪の博物館の収蔵庫を、これは耐震耐火の完備した収蔵庫を約二十万の金をもって新築いたしました、本年完成する予定になっております。なお本館全体が非常に古い、そうしてまた狹隘だということも事実でありまして、京都の国立博物館に評議会が置かれておりますが、この評議会の中に本館建築小委員会を一昨年設けまして、専門の人々多数の御協力を得まして、本館の建築計画というものがすでにでき上っておりますのであります。

某氏が持つておられて、京都の博物館に保存を委嘱せられておるものであります、その人の経済上の都合により

まして、売りたいという希望があった、われわれといたしましては、昨年度御本人が急がれた関係で、予備費をと思いましたが、これもまたいろいろな都合で買い取る予備費を出すことができませんので、その中の一体につきましては、これは小さいほうの、安い

ほうでありますが、京都市にさしあたりお願いをして買ってもらおうということにして、これはすでに京都市が買ったのであります。なお大きいほうの「考える人」という題名のほうは国で買うことにいたしましたして、本年度の京都博物館の予算の中に計上いたしてありますから、本年これを買うことができますと思います。

○荒本正三郎君　ただいまの説明で大体いろいろ努力をしておられるということを了承いたしました。ただこの際希望を申し上げておきたいと思うので

あると思ひます。しかしこれについては内訳がないのでありますが、おそらく私の想像するところでは、動物園であるとか、あるいは水族館、あるいは植物園、こういうものも含まれておりますが、しかもこういう種類の入園者というのが非常に多いのじゃないかと思ひます。純粹のいわゆる博物館の観覧者というのは案外少いのではないかと思ひます。で、いわゆる博物館の観覧者というのは、一体どれくらいあるのかというのを説明していただくとともに、この際は申し上げたいと思ひますが、私博物館については別に知識があるわけではないのですが、私の感じでは、どうも日本の博物館は大衆性がないといひますか、非常に一般の人が親しみやすいような工夫が足りないのじゃないかという感じを私は持つてゐるのです。私の少い経験ですが、若干諸外国の博物館を見たこともございひます。非常に受ける感じは親しみやすい、たれでも興味をもつて見られるような工夫が相当考へられてゐると思ひます。ところが日本の博物館は、大抵特殊な人、そういう人でなければあまり興味がわかないというふうなきらいがあるような感じが私は大まかにいつてするのであります。そこで今後博物館の展覧品あるいは運営方法について、そういう点考慮する必要があるのじゃないかというふうに考へますので、そういう点、この際質問をしておきたいと思ひます。

なお、博物館の観覧による収入の問題でございますが、大抵年間六億圓くらいの収入があるという説明であつたわけでありまふ。ただ私としては、博物館の収入が多い、観覧から来る収入が

多いということだけではよくないと思ひます。特にこういう種類の入園料なり観覧料といふのはできるだけ安くした方がいいという考へを持つておりますが、この際は教育という目的で、修学旅行とか、あるいは学校の先生が引率して、いろいろ教育上の目的から博物館を見るというふうな場合は、これは観覧料を取らないような措置を考へてほしいのじゃないかというふうに思つておるわけでございます。そういう点、文部省の所見をこの際伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) 第一に博物館は動物園等、いわばちよつと博物館の本質から離れたものを除いて、どれくらいの入館者があるかという御質問でございますが、全体として千五百万人くらいありますが、一館平均にいたしますと、大抵普通の博物館で年間平均六万人くらいでございます。でありますから一日二百人くらいということになるわけでありまふが、これはまあ平均でありまして、事実東京の博物館等は非常なもので、国立博物館は年に七十八万人、科学博物館は五十二万人、運輸省の交通博物館が四十万人、平均しまして千五、六百人から二千人くらいは入つておるような状況でございます。

それから博物館は特殊な人が利用をしてゐる、もう少し一般的に利用ができるように考へる必要があるというお話であります。これはお話のようにそういう方向に向つて非常に努力をいたしております。決して特別の研究者のための施設というふうなものにならないように、ごく一般の人が気軽に利用できるように、ですから特に説明員

等の説明も、わかりやすく常識的なものやつてもらつて、そういう運営について考へておりますと同時に、また博物館のエクステンション・ワークと申しますか、ただ博物館の中で見せるというだけでなく、あるいは野外に行きまして、そこで集会を持つて、そしていろいろ動植物その他についての説明会、講習会というふうなものを作る、あるいは自動車に博物館の陳列品の一部を載せて巡回をするとか、あるいはまた映画会を催して、そして博物館の資料を中心に映画をもつて説明をするとか、そういうふうなこともぜひふん計画をいたしておるのであります。つまり博物館の大衆化ということについては相当やつておるつもりであります。

それから次に収入が大体全部の二一館の博物館を通じて六億一千万圓くらいになつておるのであります。が、できるだけ安くしろということでありまふ。現在入館料はこの前もお話し申し上げましたように、無料のところは四五%、有料のところは五五%で半分くらいは無料でありまふが、有料のところでもごく低額の入館料でありまして、国立の博物館の平均入館料は十六圓、公立が二十三圓、私立が三十一圓、全部平均いたしますと二十六圓くらいでございます。特に子供の場合はすべて大人の半額ということになつており、また団体の割引等もいたしておりますから、実際はほんの管理整理費という程度であります。博物館の入館料を取らないということが理想でございます。その意味の博物館の規定も現にあるわけでございますが、ただ博物館関係者の中には、

やはり管理整理程度のごく低額の入館料を取る方がやはり博物館維持上、むしろ変な浮浪的な者が入つて来ないでいいというふうな意見もあるやうでございます。しかし入館料をできるだけ安くするということについては努力をいたしておるつもりでございます。

○荒木正三郎君 私は今規定の問題をお話になりましたが、規定には原則として観覧料を取らないということになつてゐると思ひます。しかし一般の問題を言つておるのじゃないに、特に小学校、中学校、高等学校等の生徒を教師が引率して教育上の目的でこれの研究するといふような場合には取らないようにしたかどうか、こういうことを言つておるわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) それもできればそういうふうにした方がいいのであります。現在もその場合にはほとんど一人五圓くらいでありますから、ほんの整理費といふことであります。しかしこれも全然取らない方が理想でもあります。その点は一ツ財政的な面からも考へたいとして、できることならばそういうふうにしたすうに努力いたしたいと思ひます。

○委員長(斎藤順造君) 他に御質疑ございませんか。

○矢嶋三義君 この法案の審議には私初めて参加するわけでありまふが、従つて一部質問が重複するかもしれないことを心配します。その場合には簡単に回答を願ひたいと思ひます。いたゞいてる資料によりまふと、博物館の総計が二百一とありますが、過去一カ年間に何館ふえましたか。

○政府委員(寺中作雄君) この社会教育法が通つてから三十館ふえております。それから終戦後七十館ふえております。過去一カ年間の資料は今ちよつとここに持ち合せございませう。

○矢嶋三義君 それでは伺ひますが、本法案の社会教育局長の提案理由の説明についてという資料を見ますと、昭和二十七年から昭和二十九年まで講習において暫定資格者四百七十四名のうち二百八十二名という多数の人が学芸員の資格を獲得してゐるということが書かれてゐるわけでありまふが、急激にかように学芸員資格の緩和をしなれば学芸員を充てられないというやうな状況があるわけでありまふ。私はただいまの博物館の増加状況等から承りまして、今急にかように緩和しななくてもそれほど充足には差しつかないのじゃないかという直感がいたします。念のために伺ひます。

○政府委員(寺中作雄君) この法施行のときに暫定資格を持つて来たわけのものについて講習をやつて来たわけでありまふが、三カ年の講習によりまして大体講習に出席をしてこれを受ける機会が持つてゐるものはほとんど持つて、あと残つておるものは非常に僻遠の地で交通も不便であり、またそこに出席をするということになりますと、まあ非常に中核的な活動をしておりましたために、一カ月も三カ月も講習のために取られるということになると博物館の事業が停止してしまふというやうなことで、三カ年の間に講習の機会が得られなかつたものが百九十名残つておるという形でございますが、特に緩和をするというつもりではない

で扱っているんですね。これは無料で

あるにかかわらず、その植物園の中に入ればきわめて環境がよいのに、多くのインドの大衆諸君は焼けつくような街頭にころがっておつてその植物園の中に入らなれておつておられなくて、非常に奇妙に感じたわけですが、この場合は日本には適用できないと思ひますけれども、ただ言えることは、やはり博物館の利用を国民がする、またすることによって国民は何らかその心の糧になるという博物館の経営並びに洗練、それからさつき荒木委員も指摘されておられましたが、やはり親しみやすいような経営方針をやるというところに私は一番大きな問題があると思ひます。そういう点については、特に今後心がけていただきたいことを要望しておきますが、さてその入場料の問題であります、先ほどからまた先般いろいろと質疑応答がされておりました。で、日本の青年層、壮人層というこの成人された方は、現段階では若干入場料をとつた場合に、その入つてくる心がけが無料の場合とは今の段階における日本人ではかなり違ふのじゃないか、従つてそれが管理にも影響してくるであらう、だから私は急速にはいかないで、それから理想としては無料にすることがいいでしょうが、直ちに全部を今無料にしないといふようなことを皆さん方に強くは要求いたしません、少くともその序の口として、一つのプロセスとして、過程として、先ほどから出ております教育計画の一端として行われる修学旅行の学生、生徒、児童諸君が教室の延長として指導者、指導者に引率されて博物館に入られる、そういう場合は簡単に答えが出るんじゃないかと思ひます。

す。一般の大衆に無料にした場合には、勝手に入つて維持、管理に非常に困るような事態が起るでしようけれども、今申し上げましたような学生、生徒、児童の場合というものは全く形態が違ふわけですから、しかも少くとも文化国家を志望している憲法をいだけいておる日本の国で、答えは私は簡単に出るんじゃないかと思ひます。そこで私はあなたに今数字を伺いたいんですが、これも必ず本委員会で一応出たんだと思ひますが、現在の実績から日本の学生、生徒、児童諸君が団体組んで修学の一環として入られる入場料を無料にした場合に、年間幾ら金額をみればよろしいわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) 実はここに多少の資料を持っておりますが、ただいまお話のような修学旅行等の場合に、引率者があつて教育の延長という意味で入つたものについての分類というものはないのでありますけれども、有料博物館、これは全体の館の五五％になつてゐるんですが、年間の入場料は二百一館で六億一千八百万円、それから公立の博物館関係ということでつてみれば、二億九千九百万円でございます。ですから最初の段階としては、公立の博物館について入場無料ということについて努力するというのが筋であると思ひますが、そういったしますと、大体三億足らずのものを国費で負担するということになれば、一応入場料を無料にするということができる次第であります、財政等のにらみ合せもありますので、一挙にこれを実施に移すということも、なかなか困難かと思ひます。

○矢嶋三義君 局長が財政のことまでその心配されんでいいと思ひます。社会教育局長としていろいろ博物館をどういふふうにしてゆくかということからお考えただけはよろしいと思ひます。

本委員会には三十年度の文教予算を切り離して、独自の審議しないで、諸法律案と並行して審議しようという前提のもとに進んでおりますので、私は予算問題もたゞいま伺つてゐるわけですが、そこで寺本政務次官に伺ひます、繰り返して申し上げます、予算約三億を要するといふのでありますが、現内閣の一つの文教政策の一環として、学生、生徒、児童を引率して公立博物館に入る場合の入場料を無料にする方向に政策を具体的に進めていかれるようになお考えはございませんでしようか、どうでしようか。文部大臣にかわつて政務次官の御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(寺本廣作君) 社会教育局長が御答へ申し上げたのに対して、財政の点は文部省として政策をきめて、あとで考えればいいというふうな今のお話でございます。御承知の通り文部省としては、文教予算編成に当りましていろいろやりたいことが非常にたくさんあります、予算折衝の結果、あるいは縮められた恰好で予算が編成され、国会に上程されておるわけでございます。その後国会で修正をされまして、今日参議院に配付になつてきておるわけですが、それでもまだ文部省の当初要求からは非常に遠いものでございます。ただいまお話のありました博物館に教師が生徒を引率して、教育の延長として入館されるという場合には、非常に考慮すべき問題がある

と考えますが、文部省が要求いたしておられます他の予算措置と合せ考えまして、将来の問題として研究させていただきます。

○矢嶋三義君 予算修正の問題が出ましたから、関連してお伺ひしておきますが、私はこのたびの予算修正の中で、歳出増加の内容について文教委員としては必ずしも賛成できないものがあります。何といつても、あの歳出増加の最も大きなウエイトを占めてゐるのは、河野農林大臣の政治力かどうかは知りませんが、農林関係に非常に重点がかつておるし、あの増加修正の内容は、文教に重点、重点と言わなくても、相当の考慮を払つたという色が、薄いように私は見ておるわけですが、いずれにしてもあの文教関係の修正内容の細目については、本委員会ですら資料が出てゐるものと思ひますが、私はまだ資料をいただけておりません。出てゐるのか出てゐないのか、もしも出てゐないならば、今日日じゅうにも詳細に文教関係だけでよろしうございませうから、その修正内容を出していただきたいと思います、後段についての御答へをお願いします。

○政府委員(寺本廣作君) 衆議院で修正されました予算内容は、まだ資料として差し上げてございせん。至急お手元に差し上げるように手配いたします。

○矢嶋三義君 その点は至急に詳細のものを出していただきます。

次に質問をいたしますが、現行法に博物館の設置主体を日本赤十字社としてゐるのを、赤十字社以外の特殊法人が設置主体となるべき場合を予想したと、そして、日本放送協会があげら

れておりますが、今予想されるのは、日本放送協会程度ですか。それ以外にどういふ特殊法人が博物館を設置するといふような気配といひますか、動向といひますか、そういうものがあるのですか、お伺ひします。

○政府委員(寺中作雄君) 現在、具体的にどういふ見通しがありますのは日本放送協会だけでございます。しかし、今年の秋ごろさういふものができるという見通しがあるのであります、そのほかに日本国有鉄道、あるいは日本専売公社、あるいは日本電信電話公社というところでも、あるいは数年のうちにさういふものができるという計画がないでもないように聞いております。

○矢嶋三義君 さういふ博物館関係の審議を並行してやつてゐるわけですが、文化財保護委員会の事務局長に伺ひしますが、あなたのところから出された三十年度文化財保護委員会関係の予算書、この全般については、文化財保護行政の立場から他日承る機会があると思ひますが、本日は、この国立博物館の項目だけについて簡単に伺つておきます。

この資料によりまして、東京国立博物館並びに奈良国立博物館が前年度予算額より減額になり、京都国立博物館が増額になつてゐるわけですが、大まかなところだけついでから、かようになつたわけを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(森田孝君) お手元にお配りしてあります予算で、減額になつておるのは主として行政整理による人件費の減が影響しておるのであります、その中の方につきましては、庁

費、旅費が若干減額になっておるのであります。京都の博物館は、定員の関係並びに他の面において増額した部分が多いと思ひます。たとえば、先ほど荒木委員からお話になりましたロダンの彫刻の買入れとか、そういうような増額した分があるわけでございませう。収支いたしますというところ、増額になっておるわけでございませう。

○矢嶋三義君 今ここに議題になっている本法律案の施行と直接関係はあります。○政府委員(森田孝君) 直接関係はあります。○矢嶋三義君 局長に伺いますが、国立の博物館で入場料関係は無料にした場合に、人件費その他印刷費等の程度浮いて参りますか。参考に聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) 国立博物館の施設は、全体として九館であります。そのうち六館が有料博物館になっておりました。その年間の入館料収入が二千七百三十八万円になっております。これが国庫収入になるわけでございませう。現在の職員費その他との関係については、直接の、それほど大きな関係にはならないかと思ひますけれども、国庫収入として、やはり相当の部分をお占めることになると思ひます。

○矢嶋三義君 そうこれと比較すれば、それは金額は比較にならないと思ひますが、しかし、入場税をとるがために、そういう施設、設備もいるのでありませうし、また、これに關係する職員といふものも私はかなり数多いと思ひますが、印刷費その他等入れば絶対額は少ないでしょうが、かなりの金額になるのじやないかと思ひますので、それを参考に、どのくらいになるのか聞きたいと思つて伺つたわけですが、概算どのくらいと見ていますか。

○政府委員(寺中作雄君) これは直接私どもの所管ではないのであります。が、その点の概算として今のところ研究したものはございませう。○矢嶋三義君 もし他日わかつたら、参考に知らせてもらいたい。

私は先ほどから修学旅行団の入場無料の点について質疑がされたわけですが、国立、公立の博物館の入場税を無料にするというところは、国家財政の立場からいって、そう私は至難なことではないと思ひます。要は、やはり、どういふふうに考えるかということによつてそれがむづかしいことでもあるし、またやさしいことでもあるように、いかようにでも私は考えられると思ひます。要は、その内閣の文教政策のいかんにかかつておられると思ひますので、先ほど政務次官は、今後の検討に待たたいということでもございましたが、十分私の意をくんで御検討いただくように要望しておきます。

もう一方伺いたい点は、社会教育局長に伺いますが、ただいまの松村文政の一つの重点として、新生活運動というものを社会教育面から大きく取り上げられておられますが、博物館行政との関連は、いかような構想の下に進められておられるのか。この際承つておきたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) 新生活運動につきましては、予算としては文部省に組まれておるのでありますが、これは文部省の行政ということに直接関係あるものだけでなく、もっと広い見地から、政治的には超党派的に、しかも、民間的な国民運動としてやりたいという大臣の御構想でございませう。その意味で私も研究をいたしておるような次第であります。博物館行政との関係ということでは、博物館、特に科学博物館等におきまして、実際の日常生活に即した、つまり、生活の科学化というような面に關する資料、あるいはそれに關する説明の材料というようなものを研究させまして、そして日々の生活改善の上にこれが貢献をいたしますように指導いたして参る必要があると思ひます。

○矢嶋三義君 この新生活運動と社会教育局との關係といふものは非常に深いと思ひますが、その社会教育という立場を考えた場合の博物館といふものは、これも全部と一部の關係にあるわけで、相当私は密接な關係を考慮されておられると思ひますが、そこで具体的に承りたい点は、あの新生活運動の五千万円の使途です。これはやはり今のあなたの答弁から推察しますと、この五千万円の一部は、やはり博物館行政の面に振り向けられるのだと、かように答弁から受け取れるのですが、そうなんですか、どういふふうにお考えになっておられるのですか。

○政府委員(寺中作雄君) 具体的に五千万円の使途につきましては、今のところ実は事務的な具体案を持っていないのであります。これは民間組織ができたとして、そこでいろいろ具体的な計画立案が行われた際に具体的に申していくというふうな見通しでございませう。ただいまの私が申し上げま

したのは、その五千万円を使つてどうするといふ意味ではなくして、今日この国民生活の科学化というやうな意味では国立の科学博物館も全国の博物館もやはり新生活運動の線に沿つて努力し計画をするように進めたい、五千万円とは關係なくして、日常の博物館運営の上でその点を十分強調して努力したい、こゝういふ意味で申し上げたのでございませう。

○矢嶋三義君 新生活運動の五千万円といふのは社会教育局所管になるのでしょうか、そうでしょ。○政府委員(寺中作雄君) 予算項目といたしましては、社会教育特別助成費一億二千万円のうちの新生活運動の経費五千万円、かやうになつております。まあ一種の便宜の意味で文部省の社会教育局に予算がつけておられますが、実際の使途についてはただいま申し上げましたように、もっと大局的な立場からこれが立案実施に當るといふ方針でございませう。

○矢嶋三義君 ということは、何ですか、あなたのところの所管になる博物館とかあるいは公民館とかあるいは図書館とか、こゝういふ既定の予算の若干盛られてある關係には、この五千万円といふものは何ら配分影響はないのだと、かやうにあなたの答弁はとれるのですが、さういふお考えですか。

○政府委員(寺中作雄君) それは配分影響があるかどうか、あるいはあるかもしれないが、おそろしくさういふ面が相当着目してもらえらると思ひますけれども、今のところ私の関与しておる立場ではまだその点は未決定でございませう。

○矢嶋三義君 あなたはさつき大局的云々と言われたが、大局的といふのはどういふことですか。

○政府委員(寺中作雄君) 実際の仕事の面では各省の行政の総合された立場で新生活運動が実施されるというところであり、またこれに關係する人の問題といたしましては、超党派的な立場で、また民間的な人が十分意見が吐露できるやうな形の組織をもちまして、その上で実施をするという考え方になつておる次第であります。

○矢嶋三義君 衆議院の予算委員会には、五千万円の使途の細目については文書で資料を何も出されなかつたのですか。

○政府委員(寺中作雄君) そうでありませう。衆議院でも文書でその使途についての資料は出しておりませう。○矢嶋三義君 まあただいま社会教育局の關係である博物館法の一部改正法律を審議しておるわけですが、予算と並行に審議するという委員会の建前から、やや予算的なものを若干承つておるわけで、間もなく私の質問も終わりますが、私はただいまの質問では、博物館行政と今度新たに組まれた新生活運動關係の予算五千万円とはほとんど關係がないといふふうには先ほどあなたの答弁がなされたわけですが、その五千万円の使途内容については未決定だといふやうなこと、さういふやうなことで衆議院の予算委員会はよく審議が終つておるものだと思ひます。私は予算審議がきぬと思ひます。少くとも衆議院はこれから予算案を審議して参るわけですが、われわれ文教委員会としても文部省關係の文教予算については、さらに掘り下

多數意見者署名

木村 守江	吉田 萬次
竹下 豐次	荒木正三郎
雨森 常夫	大谷 磐淵
佐藤清一郎	川口爲之助
堀 末治	高橋 道男
高田なほ子	矢嶋 三義
村尾 重雄	松原 一彦

○委員長(笹森順造君) これにて暫時休憩いたし、午後は一時から再開いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(笹森順造君) 午前に引き続き委員会を再開いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に關係いたしまして、原子核研究所設置に伴う諸問題に關し参考人を呼ぶこととし、その日時及び人選については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(笹森順造君) 御異議ないようでありますので、さよう決定いたします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(笹森順造君) 速記を始め

て。

○荒木正三郎君 私は今議題になつておる法案の審議に當りまして、資料の要求をいたしておきます。その一つは、中央教育審議会、それから日本学術會議、この機關において決定された決議、あるいは政府に對する要望、その中で国立学校に關係のある分を一括して提出してもらいたい。

○委員長(笹森順造君) 委員長において取り計らいます。

○荒木正三郎君 それから第二点は、各国立大学の定員表、これを提出してもらいたいと思ひます。これは従来は法律によつて定められておりましたので、われわれもよく了承しておつたところでありまして、昨年の法律改正によりまして、一掃されるというふうになりましたので、各国立大学の定員がよくわからないわけなんです。従つて、今申し上げた資料を提出していただきたいと要求しておきます。

○委員長(笹森順造君) 委員長において取り計らいます。

○委員長(笹森順造君) 先般来、地方教育予算に關し文部当局から趣旨徹底をはかるための通牒に關する問題が、この委員会において論議せられておりますが、このことに関しまして、文部大臣からその後の取扱に關する御発言を求めます。

○矢嶋三義君 私から伺ひましよう、その方が早い。

先般来問題になつておりました文部大臣が自治庁長官と話し合つて、そうして都道府県知事並びに都道府県教育委員会に趣旨徹底のために通牒を出すべく善処されることと約されたが、この通牒送附の件について、いかうになされておるかというのを伺ひます。その内容は、大臣が御出席にならない場合に、一、二この問題について質疑応答されましたが、そのときに中局長は、あらためて通牒を出さなくても、地方各当局に十分趣旨が徹底しているから、その必要がないと思ひうらうような発言もありましたが、私はそ

の必要を認めると重ねて要望しておいた次第でございます。私がつかんだ情報の一、二によれば、私が懸念した通りに、都道府県教育委員会と都道府県当局とが見解に相違を來たして、昭和三十年度の予算編成に當つて非常に問題を引き起しているのが具体的にあるのであります。従つて私は明確に早急に通牒を出さるべきものと考えますので、大臣の御出席を願つて伺つておるわけですが、そこで今御答弁いただく点を要約して申し上げますが、その第一は、この前から再三申し上げましたように、地方財政再建促進特別措置法に盛られてゐる地方財政再建計画、この計画を立てるに當つて、都道府県知事が非常に教育予算にしろ寄せて、その財政再建計画を立て、自治庁当局の了承を得ようとしてゐる。こういう事態を大臣はいかうに考え、これをいかに教育予算にしろ寄せられないようにされようとしてゐるか、これが根本的には第一点です。

それから具体的に第二点としては、たとへば地方行政計画の中に教育予算を盛り込むに當つて、二分の一は義務教育半額国庫負担法でよく、あとの二分の一は完全に地方財政計画の中に入るように、文部大臣としては、自治庁長官に要望し、また自治庁当局としては、それを了承したという答弁が本委員会でもなされております。そうして具体的に、たとへば昇給財源は五%を組んだ、それから退職金についても千分の十五を千分の二十に上げて、こういうことを予算の説明に當つて文部当局は説明されてゐる。ところが地方財政再建促進特別措置法の発足を前に、その準備段階に入つた各都道府県において

は、六月県議会に三十年度の予算をかけようとしておりますが、昇給財源を五%組んでない。零%——全然組んでない都道府県がすいぶんあるわけですから、これをかように教育予算に一方的にしろ寄せられようとしてゐる。このことをいかに考へられるか。

それから第三点としては、かつて私が文部当局の責任を追及しました中学校九學級に十三人、小学校十二學級に十三人というこの数字は、政令該當の三都府県の教育予算を算出するに便宜上使つた数字にすぎなくて、何ら教育的な理論の裏づけのあるものではないし、もちろん各都道府県を拘束するものではないといふことを本委員会でも明かされてゐる。従つてその趣旨のこゝとを、都道府県知事と都道府県教育委員会にその趣旨を徹底する意味において通牒を出されてしかるべきである。

こゝろの私の質疑と要望に対して、善処されると約束し、それを通牒されたはしいといふことを要望して参つたわけですが、本日まで出されてない。ところが私の知つてゐる一、二県においても、都道府県知事側は、九分の十三という数字と十二分の十三という数字を使われて、都道府県教育委員会の要望を排除して、この数字を使つて昭和三十年度の教育予算を編成し、來た六月県議会に提案されようとしてゐる。従つて全般的に見て、この昭和三十年度の教育予算といふものは、地方財政再建促進特別措置法案の不成立を予想して、非常に教育予算に過酷なしわ寄せをされたようになりつつあるわけでありまして、従つて私は先般来、あの大臣とお約束いたしました文部省

の半額国庫負担に対する態度、地方財政計画に盛り込まれるときの自治庁との話し合いの内容、これらについて、都道府県教育委員会と都道府県当局に意見の相違を來さない意味において、その趣旨が徹底する意味のことを私は早急に通牒を出さるべきである、かように考えますので、通牒を出されたか出されなかつたか。自治庁長官と話し合いをされたと申したのでありますが、話し合いをされたのかされなかつたのか。その点について御答弁をいただきます。

○國務大臣(松村謙三君) お答え申し上げます。この地方財政の緊縮のため、文部行政にしろ寄せるという御心配であります。これは私も同様に思ひます。是が實際財政の建て直しをいたすといふそのことには、協力することはこれは當然のことでありまして、できるだけそれに沿ひたいと考へ、また地方の教育委員会なども同様に考へるべきが當然であらうと思ひますが、しかしながらそれにも限度がございます。そのために教育を阻害するといふようなことがあつてはならぬと思つて、今日までその方針で自治庁その他にも當つておるわけでございます。しかし、これが実施をいたしますときに具体的にこゝろのことが出てくるという点がありましたら、これに対する措置は決して怠らないつもりであります。

それから第二の昇給財源のことにつきましては、私の方でもその点を心配いたしていろいろなにしておりますが、お話の通り地方にまだ徹底せぬところもありましようし、第三のお問ひにあわせて自治庁の方との話し合いを事務の方でいたしておるわけでございます。

この結果につきましては、事務の方から一応お答えいたしました。私からなりたいと思ひます。

第三のお問ひに対しては、先般私のお答え申し上げましたのは、この通牒を必ず出すとは申したのではございませんで、とにかく善後措置を講じましようと思つたわけでございます。それでまず自治庁の方へ話し合いを事務的にいたされたのでございまして、その結果は、いい結果を得ておりましたけれども、一応今局長から詳しく御答弁申し上げます。

○政府委員(緒方信一君) 大臣からお答えがありました。私から補足いたしました御説明をいたします。

第一点の地方財政再建計画であります。これはまだ法律も出ておらぬことでありまして、まあお話によりまして、各県で着々と準備をしておる段階だといふお話でございますが、これにつきましては、まだ法律が出ておりませんから、まだ法外に出して上げかねますけれども、法文の中にも、自治庁長官が承認をいたします場合には、その国庫負担金、補助金等に関する分につきましては、各それぞれ主務大臣の意見を聞くことになつておりますから、そういう機会がございまして、文部省としても努力をいたしたいと存じます。

それから第二の昇給財源であります。これはお話の通り、各県が当初予算を組みました際に、これは暫定予算でございまして、各県では国の予算の把握はもちろんできません。相当混乱もいたしております。しかしその後国の予算が案としてきまりました際に、前回にも御説明申し上げましたよう

に、私どもとしましては、地方の教育委員会の主管課長、あるいはその後も教育庁のブロック会議等もいたしまして、書類につきましても十分徹底をいたしておるわけでございます。これは昇給財源でございますが、単価につきまして、年五五の昇給という単価の引き上げをいたして、それによって計算をしたわけであります。財源としてはこの半分でありまして、これは年間でありまして、これは正確に申しますとその意味では二・五ということになるわけであります。まあ今後各県でお話のように六月県会なり、その後におきまして追加予算を組んでおります。その際に私どもは、十分政府も国の予算案につきまして徹底いたしておりますから、今後は各県におきまして、この点につきましては十分考慮が払われるものと期待をしておるわけであります。

それからなお第三点の、国の予算の増員分につきまして用いました計数であります十二分の十三、九分の十三、これにつきまして、これが何れも地方の予算、地方の定員と申しますか、増員に對しまして、定員を拘束するものではないというところは当然だろうと思ひます。この点につきましても、この前から繰り返して申し上げますように、私どもとしましては、地方に十分徹底をいたしておるつもりであります。義務教育費国庫負担法の立前としまして、これは政令県は別として、非政令県につきましては、国が何かこうワクをかぶせて定数を拘束するということとは全然ないのでありますから、国の予算を立てる際の一つの基準として、一学級当り十二分の十三、九

分の十三、増員分についてこういうものを使つた、これは全国平均の現実の平均をここに使つた、こういうことでございまして、これはもちろん二十九年度の実績を抑えまして、三十年年度における児童生徒の増に對する学級数の増を想定いたしまして、これに對してこの計数を使つた、こういう趣旨のことは十分徹底しておるつもりであります。

それから自治庁との話し合いであります。これはいろいろこの前からお話もございましたので、私どもとしまして、事務的にも自治庁当局と話し合いをしております。ただ自治庁としまして、申しますことは、地方の課長会議等をいたしまして、今申しましたような点につきましては、自治庁当局としましては十分徹底しておるのだからと、この際書面によつて通牒を出す必要はないという判断であります。まあそういう意味でまだ共同通牒を出すという交渉はそこまで至つておりません。

なお地方の予算を組む上に相当混乱があるというお話であります。当初予算を組みましたときには、先ほど申しましたように、暫定予算でありまして、国の本予算の輪郭をつかめませんでしたから、各県におきましても相当混乱があつたことは事実であります。ただその後におきまして、私は相当混乱は静まつておるのではないかと考えておる次第であります。それから御承知のように、定数につきましては、非政令県は合計して当初の予算に九千五百余を組んでおります。先ほど申しましたように、一学級当り十二分の十三、九分の十三というものは全国平均

均でありますから、これを上回るものもある、下回るものもあるという実情だろうと考えております。今後追加予算等を組む場合にどういふ形になつていきますか——であります。私どもも、これは今後とも地方に對しまして十分指導をいたしたいと考えております。

○矢嶋三義君 私には九分の十三とか十二分の十三という数字を文部省が使つたために、これが今後の地方の教育予算を編成する場合にある程度悪い意味の影響を持つと考へるのですが、まあそういうことはともかくとして、私が文部大臣に御要望申し上げておるのは、ここで答へされた事柄そのことは、内閣として関係各省間で一致した見解のことを答へされてゐるわけですから、そのことを念のために徹底させるために通牒を出しにしたいが、いゝと要望してゐるわけ、通牒を出す理由は何もないと思ふのです。たとえば産休補助教員は一〇教育予算を組むに當つては入れてあるのだ、だから昇給財源は年五五というものは、各都道府県の教育予算の前年の実績を認め、さらに五五という昇給財源というものをいれてあるのだ、それから九分の十三、十二分の十三というものは、これは非政令該当県を何ら拘束するものではないのだ、そういう内閣としての意見が一致している明確な事柄、しかもここで答へされたことを、都道府県知事側から都道府県教育委員会に、趣旨を徹底させる意味で通牒を出されることはちつとも洩れる必要はないと思ふのです。私は出していただきたいと思ふのです。出さぬがために、ああでもない、こりでもないと言つて、六月以

降の予算編成に當つていざこざを起しているわけですから、出していただきたいと思ふのですが、大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(松村謙三君) それはあけすけに申しますと、私は何も異存があるわけではございませんけれども、やはり自治庁との関係もありまして、兩者共同の連絡をもつてゆきまさんと、円滑な結果を見ることが、やはり地方のいざこざがこれだと思ひますので、それでよく兩者相談を合つてゐるものでございまして、それが向うの方ではすでに話し合ひをしたから周知させるには及ぶまいというわけでゆきつかえておる、こういうわけでありますから、その点はどうあつても通牒を出さねばならぬという御説も御尤もでございますけれども、実情はそういうことで、行政關係を円滑にして、効果を上げるように努めたいと思つております。

○委員長(笹森順造君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(笹森順造君) 速記を始め

○荒木正三郎君 矢嶋委員の質問に關連して私はこの際ただしておきたいことがあるのです。先ほどからも文部省の方では、本年度の昇給財源は見えておつたわけです。私も見てあると考へておつたわけです。しかし、今度決定された半額は七百三十七億でございますが、その中に果して本年度の昇給財源五五を見えるかどうか、非常に私は疑問に思つてゐるのです。ですからこの疑問を承解してもらいたい。私は

はなぜ疑問に思つてゐるかという理由を申し上げます。

文部省からもちつてゐる資料によりますと、昭和二十九年四月一日——昭和二十九年四月一日という去年の四月一日です。昨年の四月一日の教職員の給料月額を一万五千二百九十九円と算定してゐます。これは私は実績を出してゐるだろうと思ふのです。それに対して五五の昇給を見ているわけですから、これで見れば本年度の昇給を見ているかどうかという問題です。昨年の四月一日の給料に對して五五の昇給財源を見てある、それで果して昭和三十年年度の昇給財源があるのかないのか、私は疑問に思ふのです。これが昭和三十年の四月一日、今年の四月一日の給与に對して五五の昇給率を見込んであるというなら、今年は確かに財源措置はしてあると思ふのです。その点でも私は疑問に思ふのです。ですからその疑問を承解するように説明してもらいたい。どうも昇給財源はつきり組んであるように思へないので

す。

○政府委員(緒方信一君) お話の通り昨年の四月一日現在一万五千二百九十九円の繰で給与をきめて、それに対して五五の昇給した一万六千六百四十四円というものを三十年年度の予算の単価に出しております。その後五五の昇給といふことを加味しまして、これによつて財源を立てておることは御承知の通りであります。これによつて十分対応できると思ふのです。

○荒木正三郎君 昨年の四月一日を基準にして五五見ているわけなんです。昨年度はそれでいいでしょう。本年の基準にすべき点は、私は今年の四

月一日が基準にならなければいかぬと思ふ。そうしなければ、昨年の基準に五割見たつてそれは昨年度に昇給してしまつておる。今年の昇給財源にはならないという私の考え方がね。その点説明していただきたい。

○政府委員(緒方信一君) こまかい内容につきまして……

○荒木正三郎君 こまかくないですよ。簡単ですよ。基準をいつに置くかという意味です。

○政府委員(緒方信一君) これは四月一日現在に基きまして、そうして年間を算出した経路があるのでございませう。ちよつと私ここに持つておきまう。そののでさらに申し上げますけれども、これを基準にしましてそうして年間のこの昇給、平均の昇給の操作がありまうが、それを加味してそうして年間五割ということに計算したわけですね。なおちよつと私ここに持ちまうので、その内容の操作につきまして、資料でお配りしたいと思います。

○荒木正三郎君 私はむずかしい資料はこの問題については要らないと思つてゐるのです。と申しますのは、昇給財源が見えてあるというのとは本年度です、三十年代において昇給するわけです。それに必要な財源を見えてあるということであると思ふのです。そうすれば本年の四月一日が基準になつて、今年の四月一日に教員は幾らの給料をもつてゐるか、これを基礎にして五割昇給するのだと、そこで五割の財源を見えるということになつて初めて私は財源が見えてある、こういうふうに言えると思ふのです。ところが文部省の計算は今年の四月を基準にしていないのですよ。昨年の四月を基準にして五割見

たつて、それは私は今年の昇給財源を見たということにはならないと思ふ。これはむずかしい資料は要らないと思ふのです。ごく簡単であると思ふのです。どうですかね。

○政府委員(緒方信一君) ちよつと私ここで……計算の基礎を先ほど申し上げましたが、ちよつと今ここで……

○荒木正三郎君 ではこの説明は他日に譲ります。

この際文部大臣に伺つておきたいのは、教員の停年制の問題です。これは私は政府の決定として、地方公務員である教職員に対しては停年制をいかなうという決定をされておるやに聞いておるわけですが、この際大臣から正式に政府の態度を説明していただきたいと思ひます。

○国務大臣(松村謙三君) お答えを申し上げますが、閣議で教育者をはずすという了解のもとに決定をいたしておると思ひます。多少の誤解等もありまして、まだ未解決のところもございすけれども、大体さう御了承願つてよろしいと思ひます。

○荒木正三郎君 この問題は非常に重要なんですが、今日質疑の段階に入つていないので、私近い機会に詳細な説明を一つ求めることを留保して、質問を私は終ります。

○矢嶋三義君 先ほど質疑をし、それから速記をとめて懇談もしたわけですが、その間政府側の答弁を承つて私感ずることは、この趣旨徹底のために通牒を出されても政府部内で何ら問題になることはないと思ふのです。そして各省当局に無用の摩擦を起さないところの大きなプラスの面があるので、重ねて私は出していただきたいと思ひ

のです。しかもこの前の皆様方の御答弁は、地方財政計画の中に盛り込まれた半額負担の残りの二分の一について、文部省の裁定に基く実績の二分の一が百パーセント盛り込まれるように文部大臣としては自治庁当局に要望して、自治庁当局も残りの半分は完全に承つておる、かように承つておる、ちよつと御答弁をここでなさつておられるわけですから、その御意向というものは、この鳩山内閣として一致した御見解なのでございすから、それらを十分徹底するために、その通牒を出すことは、マイナスになる面は一つもなく、私はプラスの面が大きいと思ひます。従つて早急に今各都道府県では予算審議を前にして重要な段階にありまうので、早急にさういふ説明通牒を文部大臣の単独名でよろしくございすから、あるいは大臣の名前でいけなければ、事務次官でもつけようですから出していただきたい、これが一点。

それからいすれまた私質疑を行います。先ほどの荒木委員から質問のありました停年制の問題については、再三大臣のあるいは公けにあるいは私的に御意見を伺つておるわけですが、ただここで念を押しておきたい点は、ただいま大臣が述べられた内容のもので、やがて地方公務員法の一部改正法律案が国会に提出される、かように私了承しておきまうが、よろしくございすね。この二点について重ねてお答え願ひます。

○国務大臣(松村謙三君) お答えをいたしますが、あとの停年制のお話は、教員を抜いて提案するかという御質問でございすまうが、実は私教員の停年制ということには、先刻申した通りの確信を持つておりますが、教員を抜いたあとの停年制がどういふふうになるかという点については、私主管外でございすまうが、ちよつとここでお答えいたしかねまうが……

○矢嶋三義君 教員だけは入らないのですか。

○国務大臣(松村謙三君) 教員だけは入らない……私自信を持つて前からお答えを申し上げております。さう御了承をお願いいたしますと思ひます。

それからさつきの通達のこととございすまうが、これはさう問題にするほどの……お話の通りに運んでもいいのですけれども、今自治庁との関係もありまうし、さうして予算の審議中で、さうやく衆議院を通過して参議院へ参つてこれから審議を願うときに、大臣名などで地方へ、もちろん通つたらばという前提をつけますけれども、さういふものかとも考え、これはやることはやります、できれば予算の成立ができて、さうして後に出してもおそくはないんじゃないか。と申しますのは、この間の会議でもこちらで事務的に話をしておつたことでもあつたし、さうから、さういふふうなふうに考えているわけとございすまうが、事情によつては、これはまた考えないこともございすまうけれども、あけすけに申せば、さういふこととございす。

○矢嶋三義君 私が申し上げていることは、この国会で予算審議段階に、その予算が国会で成立したかのような前提のもとに政府からいろいろの通牒を出すというところは、原則的には好ましくございせん、確かに大臣の言わ

れる通り。しかし国会で審議されてゐるこの予算と、この六月県議会で審議されようとする各都道府県の予算とは、これは密接不可分の関係にあるものです。従つて私は現在国会で審議されてゐる予算、教育予算は一応かような見解のもとに予算が組まれているのだという、説明する趣旨の文書を流しても、少しも国会に対して政府の越権になるわけなし、半額国庫負担というやうな法律で国家予算と地方予算が密接不可分の関係にあればかえつて私は望ましいことだと思ひます。それで大臣の名前で云々と、川島さんとの関係で工合が悪ければ、事務次官の名前でやられたらいいでしょう。それで一つお願いいたします。

○国務大臣(松村謙三君) お話はよく承りまして、どうせ時期等のこと一つよく考究いたして御趣旨に沿うように善処いたしますしよ。

○矢嶋三義君 早くやつて下さい。

○委員長(笹森順造君) ただいまの議題になつております地方教育予算に關しまして文部当局から趣旨徹底をはかるための通牒の審議はこの程度といたしまして、次の議題に移りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(笹森順造君) 御異議ないと認めます。

○委員長(笹森順造君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお求めを願ひます。

○竹下豐次君 大臣にお尋ねいたしましたと思ひます。ごく簡単にお尋ねいた

しますので、ごく簡単に答えを願います。

国立学校だけの問題でもありませんが、短期大学の問題ですね、これがどうも私などの聞いておる範囲におきましては、いろいろ世評に上りまして、評判のよくない部分があるようであります。で、昨年の夏の末ころであつたかと思つておりますが、この委員会におきまして、私ちよつとその問題につきまして稲田大学学術局長のお話を承わつたこともあるのであります。結局、私がその際申しましたことの大筋は、どうも今のままの学制ではいろいろ難点もあるように承わつておるので、必要があつたらこの制度を改正していくといふことに考える方がいんじやないか。もとより善悪についてはいろいろ意見もありましようが、もし欠点があるのだといふことを前提として考えるならば、相当に急いでこの問題は研究しなければならぬ問題じやないか。で、まあ悪いといふ前提で考えるならば、病膏肓に入つてからはなかなか手術のしようもなくなる。ことに財政の關係も伴う問題でもあるから、もし必要であるならば、できるだけ早い機会に手術をする、学制を改めていくといふねらいをもつて文部省の方でも、中央教育審議会の方でも御研究を願うことが必要でないだらうかといふことを私申したわけでありまして、その際、審議会の会長をしておりました何と言つたか、何とかがおつちやいましてたね、緒方さん、中央審議会の会長は……。

○政府委員(緒方信一君) その当時は龜山直人さん。龜山さんでした。龜山さんにもこの委員会においてを願ひまして、審議会の審議の模様などを承わりましたところが、はっきりした約束をされたわけではありませんが、こういう問題について小委員会でも研究することになつておつて、昨年の言葉で申しますならば、本年中か来年早々はその小委員会の話もまとまるであらうと、ことにまた審議会の委員も相当数入れかえることになつておるので、そのころまでには大体の筋道を私の委員会としてはまあ解決したいという希望を持っております。で、その後——その後であります、この委員会は開いて間もなくのことでありましたが、秋の初めころであつたかと思ひますが、新聞で見ますといふと、文部省の方でも相当にお考えになつたやうな記事も散見したのであります。それは大體今の短期大学の制度では、なかなか世間に出てすぐ勤めるやうな卒業生を送り出すといふやうなことも困難なやうな事情もあるから、もとの実業学校、実業専門学校のやうなものに似寄つたものに切りかえていくことも一つの考え方じやないかといふやうな意見が一部からも出、また新聞の記事によつていふと、文部省の方でも大體そういうふうな傾向にいかれたかのやうに察知されたのであります。で、その後そういう問題がそのまゝにずっと今日まで何らの解決もありませんで、引き続いてやがて一年近く経過したわけでありまして、ところがその問題は短期大学を主として取り上げましたけれども、

ども、短期大学だけの問題じやなく、四年制の大学にももとより關係のあることであります。ひいては大学院等にも關係するわけでありまして、で、その際におきまして、この国立学校設置法の一部を改正する法律案といふのが提案されました、それによるといふと、公立の学校を国立に引き直すといふやうな問題も含まれておるやうであります。それから申しますならば、せつから文部省なり中央審議会等の關係の人たちがそういう問題について研究を進めておられるこの際に、こういう提案が出されるということには、相當な根拠のあることであらうと思つております。それはまたこれから御説明を伺えばわかることだと思つておりますので、それがいいとか悪いとかいふことを今申し上げるわけではありませんが、この際大臣に伺いたいのは、今の短期大学の制度を中心として、六・三・三制、義務教育の方は今ちよつと申し上げないでもいいのであります。が、あとの方につきましては、大臣は今までの制度ですつとやつていいといふお考えをお持ちになつておるであらうまいやうか。それともいつかの時期に何とかこれを改正する必要があると思ひになつておられますか。それとも今相当地に御研究中なのでありますやうか。その点を大筋のところをお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) お答えを申し上げますが、御承知の通りに私は就任日が浅いのでございますから、確然たる自信を持つたことは申されませんが、けれども、検討を要するのじやないかという感じを持つものでございます。それともう一つの、もうこのように大学の

上に大学があり、大学の下に大学があるといふやうな形が、これはどうかと思ひますので、現在は原則としては、このまゝでちよつと設立をストップしていきたいと考えておるわけでありまして、そのうちに確たる方針でもきまつてから考へべきだと思つております。検討はやりつつあるやうでありますから、それにつきましては大学局長からお答えをいたしますけれども、私はやはり検討を要するのじやないかといふふうに考へておる者の一人でございます。

○竹下豐次君 ただいまの大臣のお答えによりましていふと、現在の制度が必ずしもいいのだと思ひになつていないので、検討を要するといふお考えであるやうに拝承したのであります。が、私もそういうふうに実は考へていたかなければならぬことだらうと思つておるのですが、私から申し上げますまでもなく、今の大学の程度が、もとの旧制大学の程度に比べますといふと、四年制にしてもだいいふ下つておるといふのが定評でありますし、なりおまた私など、こまかく一々検討いたすこともできませんけれども、修士課程にいたしましても、博士課程にいたしましても、これが学校を卒業したときに一体どうなるんだらう、大学院の性格は一体何だらう、大学とどう違ふのかといふやうなことも、どうも今の学校教育法ですか、これによつて大学とかいふものに關する定義を見まして、博士課程の大学院で学習すべき事項につきましても説明してあるところを見ましても、どうもはつきりしないやうな部分が多いのであります、そういう

いふ点などにつきましても相當に研究の余地があるように思ふのであります。ことに、昨日の夕刊を大臣はお読みになつたかしらませんけれども、大学の基準協会の総会では、修士課程の二年、これをしっかり職業のできるやうな卒業生を出すやうな大学院にしたといふやうな記事も昨晩見えておるたといふやうな記事も昨晩見えておるのであります。こういうことは、大学及び大学院の現在の制度そのものに関係しており、それを變えようとしておる大きな問題であると思つたのであります。で、そういう問題は今の方面で着々と研究されておるのであります。が、あまり長くかかつてははなはだ困りますので、できるだけ早い機会に、ほんとに正しいといふ方向を大臣の方で打ち出していただくことが必要ではないか、かように考へておるわけでありまして、このことは、昨年私、元の大蔵大臣でありますが、私に話したけれども、局長がお聞き下つたことであつたと記憶いたしておりました。龜山直人さんも大體その点はやはり御了承下つて、その含みでしつかり研究いたしますからといふお答えであつたので、その後あの委員会から御答申も文部省にあつたことじやないかと想像されるわけでありまして、大へんよく申しますが、要するに私の申しますのは、この問題はあまり長く、すぐおつておつては固に合わない。卒業生はほとんど出ていく。学力が低下すると、このまゝおきましても、大学院はほとんどどんでん返りしてしまふ。どれだけのほんとうのりっぱな博士が出てくるのか、それがほんとうに國のためにも、人のためにもなつていくのか

ということもはつきりしないうちに、
とんとん出ていくような傾向があるよ
うに思っています。ぜひ一つ何とか検討を
急いでいただきたい。もとよりむ
ずかしい問題でありますけれども、ま
たきょうあすにどうするということの
できる問題ではないと思っております
が、むずかしいだけに、それだけによ
く力を大臣の方で入れていただいで、
教育審議会あたりとも、そのほかの機
関とも連絡をおとり下さいますように
私は心から、ほんとうに心から希望い
たす次第であります。

○矢嶋三義君 たいだいまの大臣の発言
は本法律案審議と関連して、きわめて
重大だと思つております。ここに出されて
おる法律案は、学部設置、学科を分
離するもの、それから大学の移管、大
学院の設置、短期大学の設置と、こ
ういふ内容の法律案です。私はこの法律
案を出された大臣としては、当然今ま
での大学制度というものをやはり大筋
としてはこれを守つて育成されていく
と、今の制度下における大学がとかく
の問題があることは、裏づけになると
ころの予算が貧困なるがためにそ
う事態が起つておるので、私は大臣と
しては、大筋としては育成されていく
という御見解のもとにこの法律案を出
されたものと、かように了承してこれ
に接しておつたわけですが、今あたかも
根本的に検討を要すると考へておる
と、どういふ角度から根本的に検討を
しようと思つておるのか、その内容を
一応承わらなければ、この法律案の審
議に私は入れないと思つておる。そ
れから今竹下委員の指摘された通りな
らば、次々に学生は卒業してくる。学
部、学科は次々に増加をしていく。そ

れだけにしつかりした固定した方針と
いうものがなければ私はならぬと思
うのです。それが一方には根本的に検討
しよう、新たに学科、学部をど
ん増設し、移管していくというので
は、これは私は文教政策の大筋として
は、大臣として無責任だと思つてお
る。

○国務大臣(松村謙三君) お答えいた
しますが、これは決して私として無責
任ではないと考へております。なぜか
と申しますと、この短期大学というも
のは暫定のなにあつて、当分の間の
措置として今日までできてゐるわけ
でございます。従ひまして、今のお問ひに
對しましては、そしてまた内容も調査
中であつて、検討を欲するとお答え
するのは、これは当然であらうと考へま
す。それからこれが、私がたとへば抑
制されておると申しますのは、これは
大学制度全体につきまして、ずいぶん
乱設のなにあつたのは、すでに着
手に準備の予算も前年とつたとか
か、すでに文部省として約束済みとか
いふのだけをこの際約束をいたし、予
算をとつて準備をいたしたものは、こ
れは今度のなに出すのは当然であら
うと思ひまして、それで、そういう関
係のものだけを全部こへ出したわけ
でございます。今申し上げました、そ
れは研究を要すると申しましたのは、
そういう法律的の暫定の措置として設
けられたものでございまして、それ
で、すみやかにそのなをきめろとい
う御質問に對しては、その通り考へて
おります。こゝういふふうにお答えを
申したような次第でございます。

○矢嶋三義君 私は国民の立場に立つ
て、私は現内閣に限定しないで、終戦
後成立した各政府当局に對して、私は
無責任という言葉を発したいのです。

それは、今大臣は、学科と学部の新
設、移管とは、予算が云々で前からの
行きがかりで何々になつた部分だけ
と、こゝういふ御発言をする、それを毎
年繰り返してゐるのですから。今の
制度面にしても、今あるところの学部
を充実するようにしていくのがいいの
か、それとも次々に学部をふやしてい
くのがいいのか、そういう基本的な方
針も何ら打ち立てずに、これは日本の
政局不安定という関係もありましょ
う。けれども年々歳々文部当局はこれ
は前からの行きがかりでこゝうなつてき
た、こゝうだと、今松村さんが述べられ
たようなことで、年々歳々こゝういふ提
案をしてきてゐるわけですね。終戦後十
年たつて、わが国の學制制度そのもの
すら固定した、これでわが国の學制制
度はいくのだ、これに国民がついてく
ればいいのだといふものがなくて、い
つ変わるかわからぬ浮き草みたいな、制
度そのものがそゝういふ状態である。ま
た教育行政制度もそゝうですがね。ほん
とに半永久的にこの方針で日本の教
育行政制度はいくのだといふようなも
のがなくて、いつ変わるのだらうかとい
ふ、まるで浮き草のような格好で終戦後
十年たつてあるといふことは、事教育の
ことだけに、私は国民の立場に立つた
らば、為政者何してゐるか、無責任な
行き方ではないかと、こゝういふ声は私
は当然出てくると思つておる。その
旨めを就任日浅い文部大臣一切受けて
下さいといふ私は要求はいたしません
が、しかしながら、当面、この法案を

審議するわけですが、この法案を審議
するに當つて、前の行きがかりがある
にしても、大臣として相当根本的に検
討を要する御見解を持つていらつしや
るとあれば、私は審議に入る前提とし
ては、今、大臣がたまかながらも持つ
ていらつしやるところの検討を要す
る点は、どういふ点で検討を要する
と、どういふふうになつたらいいん
じやないかと思つて、大臣のたま
かな見解の御披露でもなければ、私は
この審議は続けられないと思つて、こ
ういふことは、私はこの見解には、大臣の
見解を支持してゐるわけですが、大臣
は、一党一派によつて国の文教政策と
いふものは変るべき筋合いのものでな
いといふことを常々大臣は就任以來発
言されております。従つて、今の鳩山
内閣はいつまで続くかわかりません。

また松村文部大臣が、文部大臣の職に
いつまであられるかわかりません。あ
るいは長いかもわかりません。あ
るいは短かく、大臣は他の國務大臣に
なられるかわかりません。しかし、大
臣が今も言われるように、わが国の教
育といふものは、誰が大臣にならう
と、あるいは政界がかわらうが、そ
う変わるべきものでなくて、一貫した流れ
をたどるべきものだといふことが言
われている通り、その歴史の一こまを松村文
部大臣が担当されてゐるわけなんです
から、だから、その大きな流れの一部
分、一こまを大臣が責任をもつてやら
れてゐるわけなんです。時々の大臣
がそゝういふ見解を持たれてゐるなら
ば、一体どういふ御見解かといふ大ま
かでも承わらないことには、先ほどの
ような言葉を承わつては、この法律案

の審議にはなかなか入りづらいし、力
が入らないと思つて。従つて、今すぐ御
答弁できないければ、次回でもけつこ
うですから、たまかなところの御披露を
いたして、それから本法律案の審議
をしていただきたい、私はかように思
ひます。

○国務大臣(松村謙三君) お答えを申
し上げます。実は今お話の中にありま
した通りに、私は大学の施設、増設
は、これで原則的には増加しないよう
にいたしたいといふ考へを持つており
ます。お話の通り私はいつかわるかも
わかりません。けれども、ど
うか一つこれを、かわりましてその
方針をぜひ維持していつて、そして大
學教育の内容の整備に全力をあげるの
が、これが最善の方針であらねばなら
ぬと考へておるのでございまして、内
閣はかわり、当事者はかわりまして
も、文教の委員会皆さんの御尽力によ
りまして、そゝういふことに關して、こ
の大學の内容の充実を当分第一義に考
へたいものと切に希望をいたし、今私
の問はその方針を第一義といたして、
今日までの懸案を一まず片づけた
と、こゝういふつもりでございまして、
大蔵大臣にも、かつてその私の腹心を
申して、次からは内容の整備、充実に
費用をかけたのだといふことも申し
ていたやうなわけでございます。ど
うかこれが変らざる方針として運営で
きますならば、非常に大學教育の向上
のためにいいのじやないかと考へま
す。

それから、短期大学をどうするかとい
ふことにも関連があると思ひます
から、これは今審議会その他におい
て、今大学局長からお話し申してもよ

うございしますが、まだ懸案のうちですから、私の私案を申すのもどうかと思ひますが、実はこれを卒業教育に重点を置いて変えろというよりな意見もあります。それからこの卒業者の就職その他の目標も、おのずから普通大学と異なるものもあります。こういうことをよくにらみ合せて考えなくちゃならぬと思うのでございします。今日も大学総長の会がありまして、ここへお伺いする先に出ておりましたところ、これは大学卒業者の社会的就職の要望と申しますか、それとマッチしていくこともやはり考えなくちゃならぬのじゃないかという御意見も承りました。私もやはりそういうふうに考えているわけでございします。今日は経済の六年計画というものが立ちますならば、これは自然に人的の裏づけもなかなかならぬわけでございしますから、それとマッチいたしまして考えなくちゃならぬということで、高橋長官にも私のことを申し入れて、一つ大いに研究をしようじゃないかというようになことを申しておるわけでございします。短期大学の名前を改める改めぬは別といたしまして、内容的にその職業教育とすることを是なりとすれば、やはり経済の面とマッチしたものでなければならぬ、こういうふうに考えておるのでもございします。決して現在今度提案いたしておりますことは抵触はいたしてないと思ひますから、どうぞさよう御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 簡単に三点伺ひます。それでは暫定的な短期大学に対する文部大臣の御見解はただいまの御発言で一応わかりました。で伺ひたい第一点は、現在七十二あるところの国立大学

の四年制の大学、これはそのまま維持していくのであつて、この四年制大学の一部を、その名前を何といひますか、産業教育をやるよりな二カ年の短期大学に準ずるものに格下げするよりなそういう検討を要するとはお考えになつていないと、かように私は今の答弁から了承したのですが、さういふかどうか。これが一点と、それから第二点は、具体的に今までずいぶんと問題となつておりました教員養成の課程というものは、二年課程と四年課程とがあるわけでありますが、やはり教育者の質の向上という立場から、四年課程の大学に、二年課程は暫定的なものとするべきであると、こういう見解がわが国の教育界には非常に強く、歴代の大任は二年課程の教員養成課程は、四年大学にもつていくべきだといふことを本委員会でも答弁されておるわけでありますが、この方針は変らないものと承してよろしいかどうか。

それから最後にもう一点、大臣は大学制度検討云々と申しておられますが、おそらく大臣は国家予算との関連ともやはりあわせ考えていると思ひます。その立場から今のわが国の大学の予算というものは一兆円予算、このたびの予算修正で一兆円をこえたようでありましたが、そのうちの三百十億、領土が狭く、人口が過剰である、資源の乏しいこの日本の国の大学予算といふものは三百十億といふよりなものが妥当な金額とお考えになつていらつしやるのか。それとも大臣としては検討するといふ立場に立つて、約三百十億といふよりな数字は日本の教育予算の中の比重としてはさらにこれを上げなければならぬ、さういふ努力をし

なければならぬという御見解に立つていらつしやるのかどうか、以上三点についてお答え願ひます。

○國務大臣(松村謙三君) 普通大学を格下げするとかいふよりな考えは毛頭持つておりません。そして普通大学の制度を再検討するといふ考えも持つておりません。これは明確に申し上げておきます。

それから教員養成のお尋ねでございしますが、これはすでに前任者の申し上げました通りの方針で進んでいきたいと考えております。

それから大学の予算関係でございしますが、私はこれで足れりとするものではないと思ひます。内容の充実のためには、できるだけこれは急いで充実にいたしませんと、せつかく大学をこさえないながら、内容のないものにしてはなりませんから、これには内容の整備のためには、さらに予算も必要とすることと思ひます。研究講座の費用のごときは実際これではほんとうにやつていけない。これをまあ苦しい中を忍んで今日までできておるのでございしますから、それにどうかしてだんだんよくして、予算措置も講じたといふ、こういうふうに考えております。

○竹下豐次君 先ほどからの大臣の御説明によりまして、この大学を増設するといふことは、今度限りであつて、今後はする考えはないといふことであつたが、私も一つお尋ねしたいのは、今すぐにこれを減らしになる考えがあるのかといふことはお答えにいくことであらうと思ひますが、減らした方がいいという意見も世間には相当にあるのであります。そういう点につ

いて御検討なさるお考えはございませんでしょうか。

○國務大臣(松村謙三君) これはすでに申し上げた……、新たに白紙の上に置きましますならば、理想的に置けると思ひますけれども、今こゝまで八年の時日を経過してみますといふと、これをにわかにやめるわけには、私は整理をするには困難であらうと思ひます。

これでもし道州制でもしかれたならば、そういう場合にはこれは大きく直すことができるかもしれないけれども、今日におきましては、苦しくともそれはできない。ただ今日においてでございますことは、地方によつて特色を持たせようといふことはでき得ることと思ひます。

それをやりましますならば、これは整理にはなりませんけれども、力の重点を地方の特色のある大学に持つことができるのじゃないか。これは努めてやるべきことじゃないかと考えております。

○竹下豐次君 今お話の通り、現在できておるものを減らすといふことになると、いろいろな政治関係などからみましますので、これは容易なことではないと思つております。ただ、今あなたのお話の中に包含されておるのかも知れませんが、たとえばある大学が元の高等農林のあれで、歴史の非常に古い学校だ。しかしそれと一緒にできたほかの学部は、どうもあまり成績がよくないといふよりな種類の大学が総合大学として方々にあるやに考えられます。そういう点をよく研究いたしまして、まあさきの特色のある学校にというのが、それに当るのかも知れませんが、あるところでは一学部をやめてしまつて、さうしてほかのところ

と一緒にする、いい学校と一緒にの学部にするといふことにして、教授陣を一緒に集めるといふことにしたら、いい先生も集つてき、経費も少なくて済むといふことが考えられるわけでありま

す。そのかわりまた捨てた一方のあるかわりに、残つた他の方から、ほかからもらつてそこで交換といふよりなこともありますが、そういうことも考えられる制度の改革じゃないかと、か

ように考えておりますが、これはいかでございしますか、何か御研究になりましたか。

○國務大臣(松村謙三君) やはり私もお話の通りに考えておりました、さういふことで特色を持たしていく。どうしたつて大学といふものは沿革が自然にさういふ形になつて参りますので、三年や五年でさういふ特色などが出るものではないかもしれませんけれども、さういふ形で培養していかななくてはならぬ、こういうふうに考えております。

○竹下豐次君 先ほど矢嶋委員からちよつと御発言がありました、私もこの式でどんどん学校がふえていったら、今さき多過ぎるのが限りがなくなつてしまふ。国家の財政がますます窮乏して、現在ある学校をよくすることを中心しておりましたけれども、大臣の御説明で、この後もふやさないといふ御説明で了承いたしました。事務当局として六三制の今日まできまつたことが方針が変らない限り、その既定の方針に従つて着々と事務的に進めておいてなるといふことは、これは無理からんお立場だと思つております。大臣の方では先ほどの御説明が

ありましたので、その後は一つ大臣がかりにお交りになりましたあとにおきまして、またもとに戻るようなことのないように一つしっかり御努力をお願い申し上げたいと思っております。

それから先ほど私は短期大学のことを中心として、そうして義務教育を除いたほかの学校を加えた意味で申し上げたのでありますけれども、力がやはり短期大学の方によい入りましたので、大臣は短期大学のことだけにお聞きになったかのようにあの御説明で想像しておるのであります。私の申しますのは、短期大学が一番問題になっておるけれども、四年制の学校でも相当に問題があります。また、現在の卒業生の学力ではほかの国の大学の卒業生と比べて見劣りがするのじゃないかというところも、しっかり検討しなければならぬ問題であると思ひます。大学がほかの国の大学に劣るといふことになりましたならば、日本の将来はまことに悲しむべき事象が起つてくるというところは、疑いのないことだと思つておられますから、外国並みの程度の大学には仕上げていかなければならぬ。それについてはあるいは学年を長くするとか、あるいは今の年限であつても、それを何らかの方法で充実して、しっかり学力を養成してやるといふような方法があるのじゃないかと思ひます。先ほどもちつと申しましたが、大学院の修士課程、学士課程につきましても、相当に私は研究してやらなければならぬ大きな問題が残つておると思つておられますから、ただ短期大学だけは考へて制度の改正について検討しておるけれども、ほかは検討しないとお考へであるかのよう

に、先ほど私承りましたのですが、その点は一つ全部関連して御検討をお願いしたいとかように私考へておる次第でございます。

○荒木正三郎君 竹下委員の質問に関連して確めておきたいと思うのですが、この松村文相の文教政策の中の、大学の内容を充実して、今後大学の教をふやしていかなければ、これは私の一つの見識だと思ふのですが、大学の数をふやしていかないのだということとは、学部を増設するということが直接つながつておるのですか。竹下委員の質問では今後松村文相は学部の増設もしないということと原則に考へておる。それに対して文相はそう考へておるのかようにお話になつたのですが、そのように解していいのですか。

○竹下豊次君 私言ひ過ぎになつたかも知れませんが、私は学校の増設という意味で申し上げたのであります。学部とは中さなかつたつもりでございます。もし言ひ違ひがありましたら速記を一つ委員長の方で改めていただきたいと思ひます。

○荒木正三郎君 その点大臣から御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(松村謙三君) 学部の増設につきましても、原則といたしましてはできるだけやりたくない考へております。しかしながらごく新しい分野において必要なものは、これは進んでやらなくてはならぬと思つております。たとえば原子の研究を平和的利用に使うためには、そういう科を設けるとか。……これはただ一例ですが、それにきまつたわけじゃありませんけれども、そういう世の進歩に

よつて、新たに日本の大学のどこにもないとか足らないとかいふものは、これはやはりやつていかなければならぬ。それからただ二地方だけの見方から、これをやればいいとか何とかいふよりなところからの学部の増設は、私はやはりチェックした方がいいので、日本全体の必要面から見て足りないものは、これは増して、こういう方針をとらねばならぬと思ひ、大学局長ともそのように相談をいたしておるわけでございます。

○荒木正三郎君 私は今の文部大臣の学部の増設についての見解ですね、これが正しいかどうかということについては若干の疑問を持ちます。文部大臣の言ういわゆる大学の内容を充実していくんだということは、学部の増設をしないということの意味でして、このだ、こういうことになると、私も相当これは考へなければならぬといふふうに思ひます。もちろん歴代内閣が大学教育のために計上して参りました予算、これは非常に貧弱でございます。私もこの予算を肯定することはできないわけですが、私もこの教育の面において予算の増額はできるだけ、またはかなければならぬと考へておるわけですが、ただそういうことが今日まで実施されておらない。教育予算が非常に貧弱であるといふことから出発して、そうしてその予算がないから、金がないから、大学の学部の増設にしても拡充はやつていかなければならぬ、こういう考へに通じてくるのではないかと考へます。私はそういう意味において、むしろやたらに大学をふやしていくということではできないと思ひ

のです。だから内容の充実をはかつていくということは、いいことであると思ひますけれども、そのために必要な学部の増設さえ考へない、原則としてやらないのだといふふうな方針をきめてしまふといふことは、私は若干早計であるといふふうに思ひます。この文部大臣の考へに関連して私は尋ねるわけですが、今度の昭和三十年度の予算は、文部大臣の教育政策が織り込まれて編成されたものかどうか、あるいは民主党の教育政策というものが反映して作られておる予算であるかどうか。それをこの際伺つておきたい。

○国務大臣(松村謙三君) これは何と申し上げていいですか、あの政変がありましたあといきさつからごらん下さいますと、大体おわかりだらうと思ひますが、予算の編成の初期は自由党内閣でございました。それから十二月から今の第一次の鳩山内閣に變つて参りました。私はその第二次をお引き受け申したわけでございます。従ひまして第一次鳩山内閣ができて、もしくは第二次内閣ができてから、できるだけ私どもの考へを組み入れたと思つて、できたところもあります。以前からのなにもございませぬ。民主党の考へ方もやはりそういうことだと考へまして、こゝして提案いたしました以上は、これは自由党の案の蒸し返しだといふことを申すのはございませぬで、これは全然私の責任において提案をいたしましたものであり、これは全部が私の文部大臣としての考へからなをしたものと御了承をお願いしたいと思います。

それから先刻お話でありましたが、ちよつと誤解があると思ひますから、私申し上げておきます。それは必要な

学科を作らぬといふような考へは毛頭あるわけではございませんで、それは申した通りでございます。しかしこれまでの何にも不ふん乱設があつたと見ております。ごく近い距離において、同じ種類の学科があるとか、いろいろのことがありますが、それで全面的に日本全体の大学網から見ても、必要なるものをこれはもちろんやらざるを得ないことは先刻申した通りでございます。そうでなくともいい。な

くてもしのげるといふようなものは、これはあとへ回すのが当然じゃないか、こういうふうに考へておるのでございまして、予算がありまして、まだまだ使わなかつたやうな、急を要することが多々ございしますので、それらをにらみ合せてやつていきたい、こゝういふ考へ方でございます。

○荒木正三郎君 関連質問の關係上、私は他の問題の質問は差し控へますが、この予算は今までの政府の成立の経過から見ても、文部大臣の説明はわからないでもないと思ひます。ただしかし、大学関係の予算、この予算の中には文部大臣の考へといふものがかなり実現されておるといふうな面があれば、この際説明をしていただきたいと思います。

○国務大臣(松村謙三君) それを申し上げますならば、私は先刻も申し上げましたが、今年度の予算で大学のかねての準備のできたもの等はこゝういふに提案をいたしました。そしてこれを出した精神には大学の施設といふことを嚴重にいたしまして、そして内容の整備へこれから力を注ぐ、こゝういふ方針がその中に含まれておると御了承をお願いいたします。それから差し当つては科学の奨励費といふものを考へまし

た。ことにもう一つの化学の方の費用は、これを今日科学立国の形でゆかなくちやならないのですから、これをやりたいと思うので予算に盛っていった。これが一つの私の考え方と申せば考え方と申せます。そうしてこれはできるだけ重点主義にまゝとて、研究の効果が上るようなところへ助成をいたしたい。それについては一定のきまりを設けて、大学であるとか法人でありますとか、それらの方の申請を受けまして、そして委員会等に諮ってその決定をいたして、きわめて重点的にやりたいとこういふふうに考えております。今日までの科学振興の費用は、これはどうも講座の費用が足りませんので重点的にいきませんで、均分せられてしまふ傾向がありました。これはやむを得ないことでございますが、将来はこの講座の費用を経常費を当然増しまして、そして科学振興の費用はやはり重点的に効果が直ちに上ることを目ざしてやりたいものだと思つてございませう。従つて次の年度からもしもできずならば、講座の費用と申しますか、これがきわめて少いのを増額するように努力をいたして、内容の整備をはかりたい、こういふふうに考えておるのでございませう。

○荒木正三郎君 予算全般については他日に質疑をしたいと思います。私この予算を一覧しました。昨年度の予算に比べて減額されているという面が、十数項目にわたつてゐるわけなんです。軒並みに予算が減つておる。ちよつと言ひ方が大げさであるかも知れませんが、さういふ感じさへ受けるわけなんです。総額においてはふえてゐるわけなんです。かなり多数の項目

について減額されておる。これが民主党の教育政策に沿つて予算であるのかどうかといふことについて私は疑問に思つておつた。特にこれはささいな問題であると言へば言い得るかも知れませんが、学校給食の問題を一つ取り上げてもさうです。たしか今度の予算には学校給食費についてはいゝゆる要保護児童だけでなしに、それに近い学童については国が補助する、さういふ方針で文部省としても考えておるのだといふことをしばしばこの当委員会でも説明があつたわけでありませう。さういふものでも省かれておる。私は予算全体について他日に質疑を願ひますが、相対的に文部省の教育政策については疑問に思つておる点があるといふことを申し上げて、関連質問ですから、この問題は他日に譲りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 ただいま問題になつております点について、もう一点私はただしておきたい点があるのです。それは大学の数並びに大学の学部の数と質が問題になつておるわけですが、その角度からもう一ぺん伺ひたいのです。それは私は守らるべきものはやはり教育機会均等といふこと、それからこの問題を考えておるときに当然われわれが考慮しなければならぬことは、国民経済力といふことだと思ひます。そこで私はこの大学教育といふもの、また高等学校教育を上回るところの職業産業教育といふ面から考えましても、私はこの努力すべき一面が残つておると思ひます。それはやはり夜間大学の問題だと思ひます。現在通信教育あるいは定時制教育といふものがあつて、勤労青年が高等学校教育までは何とか窓口があつて学習することができるとこ

ろがその高等学校教育を終えた後に、大学教育機関といふものが適正に日本全土に網が張られていないといふところに、そこに教育機会均等の道が閉ざされてゐると思ひます。従つて私は今後の教育機会均等と日本の国民経済力といふものをあわせ考えるときに、この大学の学校の数、それから学部の数、質、それらを考えるときに、短期大学、夜学部といふものですね、この適正なる配置とこの充実とは一段と努力するべきではないか、そしてまた官界においても民間においても、この昼間の大学とそれから勤労青年が普及されたところの夜間の大学卒業生といふものを差別しないところの、差別扱ひしないところの慣習といふものを私は打ち立てることが、やはり日本の教育の機会均等と民主教育の確立といふ立場から非常に私は重大なことだと思ひます。私が申し上げなくては、現在日本の民間では採用試験をやつて、いかに優秀な夜間の学生であつても、採用試験を受験することさえ許さないとこの民間の態度について、私ははげむともこの文部当局でも尽力していただきたい、かように思ひます。何いたひ点は、それらに対する見解と、この勤労青年が学ぶところの最高学府の全国的に適正なる網を張る程度までは、その点は拡充するべき努力事項として私は残されておるのじやないかと、かように考えますので、これに対する大臣の見解を伺つて、ともに、事務当局に対しては次回の委員会までに官公私立の短期大学の全国

配置状況についての資料、並びにその資料の中に、もしできますならば志願者がどの程度あつてどの程度の志願者が入学を許可されたといふような資料をつけ加えていただければありがたいと思ひます。大臣の御答弁を求めます。

○国務大臣(松村謙三君) 今のお話は私もその通りに考えます。しかしながら、これは教育界において、大学教育におきましても、それ以下の教育におきましても、やるべきことは実に多いのであります。すべてを一時にやることはできませんので、ずつと順を追つてお考えのようになつて到達するようになつたと思ひます。今事務の方から承りまして、読んでみます。と、国立の夜間学部が現在六つございませう。それから夜間の短期大学が十九全国に大体配置されてゐる状況です。これからずつとさらに網を拡充いたしまして、そしてお話のように全国的に何をしようになつたならばけっこうだと思ひます。そのためには努力をいたさなければならぬ、これはなかなか一時にこれは参りかねますので、さういふことも一つ考えてやろうと思ひます。

それから今民間採用の点につきましては、これはいろいろお話にもあります。これは、これは実際のところ考へさせられるところも多うございませうので、よく研究をいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 これで終わりますが、私が申し上げたい点は、私の専門知識を持たない立場から見ても、学部の配置状況が日本の少くとも現在における産業構造とびつたりしてゐるかどうかといふ点に若干疑問を持つ向きもあつた。たとえば具体的に申し上げますと、日本は農業、水産国であるが、

農学部の各県、地域への配置はあれでいいのかどうか。むしろそれぞれの農学部をふやすことよりも、今ある農学部を充実して隣の県から隣の大学の農学部に行くといふくらいにさらに充実した方がない場合があるのじやないかといふような個所も一、二私の私見ではあります。それで私が今申し上げた短期大学のことを申し上げる点は、一つの必要な学部は設けなくちやなりません。学科の増設もやらなくちやなりません。それをやる予算よりは、国立大学を利用して勤労青年のために夜間学部を設けるというの、これは施設設備の併用ができますから、また優秀な教授の方には御苦労もありませんが、時間的な関係で教授を確保するといふ便利もありますし、しかも勤労青年教育は学習でき、教育の機会均等といふことが一歩でも前進する、国家予算は少くともよろしいといふようなことをあわせ考えるときに、私はややと申すと、この学部とか大学といふのが、政治的背景をもつてできる場合が皆無だとは日本では私は言えないのじやないかと思ひます。

とにかく大学を作るとか、学部を作るとか、さういふ形を政治家は非常に求めていくらしいが、私は皆無だとは言えないのじやないかと思ひます。だからむしろさういふのを無定見にやるよりは、今非常に努力しなくちやならぬ点は、国家予算もよけい食わないで、教育の機会均等が前進するところの勤労青年のための大学の教育機関を中学校、高等学校に続いて全国に適正なる網を張るよう努力されることは、私は日本の文教政策の中の特に大学教育行政という立場から、非常に私は重大

な問題だと考えておりますので、大臣に伺ったわけでありまして、幸いにして大体私と同一意見だということでございますから、一つ御尽力願いたいと思います。

○委員長(笠森順造君) 皆様方にお諮りいたします。先刻来他の委員会から文部大臣の出席を要求して参つておりますので、この際はどうしても文部大臣に御質疑をなされたい方がありましたら、簡潔にお願いいたします。

○高橋道男君 時間もありませんから簡単に……。大体関連をすることありますが、先ほど大臣から新しい大学の設置ということは、財政上の理由あるいは内容充実というような上から見合せたいという原則的な御見解を伺ったことは、一応了承しておきたいと思うのでありますが、それに引き続いて荒木委員等から国家の必要の上からは、新設の学校もあるいは学部も認めなければならぬというようなことを仰せられたわけでありまして、私は大学の現状から見まして、これは教育の現状というよりは、大学へ入る希望者の現状といった方がいいかもしれませんが、白線浪人が非常に多い。そのすべてに對しての希望を満たすことは、これはできませんけれども、国家の要請の上から考えますならば、これは今矢嶋委員からも触れられたと思うんですが、医学方面にはどれだけ、あるいは農學関係では林學の方向にどれだけ、あるいは農業經濟の關係にどれだけというような国家全体の上からの要請を、たとえば今後十年間に一応國民の住宅を充足するというような点から考えますと、そういう御方針から考えますと、これは人口政策につ

いての一応の見通しもやつぱり持つておられるのであります。また經濟六カ年計画というような点からすれば、經濟全体についての一応のお見通しを立てていかれると思ふのでありますが、それと相並んでやつぱり國家の重要な要員というものを養成する大學教育という点についても、全般の計画を一応國の立場で持つておられなければならぬと思ふのでありますが、そういうことに關しまして現在の大學を財政上の点、あるいは教育の要員というような点が満たされるようならば、どの程度まではどういうような種類の大學を持たねばならぬかということについての御計画をお持ちになるか、それを伺いたいと考えております。

○國務大臣(松村謙三君) 今まではそういう精細な目途がなく教育の設備をいたしてきたということは、争いがたい事実だと思います。しかしこういう時期になつてみますと、やはり大體全体的にわたる一つの計画を必要とするのではないかと、お話の通りに考えますので、これはすでにおそいかもしれませんが、一面には入學希望者が多い、これをどう調整していくかというようなことで、その基礎調査というものはやはり必要であらうと思ひますので、しかも先刻申した大學總長會議の話などを聞いて、そういうことを痛切に感ずるのでございまして、先般も高橋君と話をいたして、その調査に一つ乗り出してみよう、こういうふうに考えておりますから、御趣旨のようになつて調べをいたしたいと存じます。

○委員長(笠森順造君) なお本案に關係いたします責任のある政府委員が引

き續いて出席しておりますので、それに御質疑が引き續いておありならばお願いいたします。……それでは本案の審議については、本日はこの程度として、次回において引き續き行うこととし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時十五分散會

昭和三十年六月十三日印刷

昭和三十年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局